

# 大牟田市市民活動等多目的交流施設“えるる”フェイスブック利用規約

制定 平成26年8月1日

この規約は、大牟田市ソーシャルメディア活用ガイドラインに基づき、大牟田市市民活動等多目的交流施設“えるる”フェイスブック（以下「“えるる”フェイスブック」という。）の利用に関し必要な事項について定めたものです。内容をご確認いただき、この規約に同意の上ご利用ください。

## 第1 目的

“えるる”フェイスブックは、市民活動サポートセンターとして、市民活動支援の情報や講座・セミナー等の情報、市民活動団体の活動紹介など、大牟田市の市民活動促進に関する情報並びに市民活動によるまちづくりに関する情報を、フェイスブックを活用して発信することにより、広く市民のみなさんの市民活動への関心を高めると共に、本市のまちづくりに関心を寄せていただく契機とし、もって“住みよいまちおおむた”の実現を図ることを目的としています。

## 第2 発信内容

この公式アカウントを用いて発信する情報は、大牟田市の市民活動に関する情報及び市民活動によって推進されるまちづくりに関する情報です。

## 第3 運用方法等

- (1) この公式アカウントの取得及び管理は、大牟田市市民協働部生涯学習課市民活動担当（以下「当課」という。）において行います。
- (2) この公式アカウントにおける情報の更新は、原則として大牟田市役所開庁日の8時30分から17時15分の間に行います。
- (3) この公式アカウントの利用期間は、平成26年8月から1年間とします。ただし、必要と認めるときは継続できるものとします。

## 第4 寄せられた意見等への対応について

この公式アカウントに寄せられた意見等に対しては、原則として返信を行いません。

## 第5 禁止事項

“えるる”フェイスブックの利用者は、次に掲げる行為を禁止します。利用者の行為がこのために該当すると判断した場合は、利用者に断りなく、投稿の全部又は一部を削除することがあります。

- (1) 法令や公序良俗に反する行為
- (2) 本市又は第三者の名誉、信用を傷つけたり、誹謗中傷する行為
- (3) 本市又は第三者の知的財産権や肖像権等を侵害する行為
- (4) 本人の承諾なく個人情報や特定、開示及び漏洩する行為
- (5) 広告、宣伝、勧誘、営業活動その他営利を目的とした行為

- (6) 他のユーザーまたは第三者等に成りすます行為
- (7) 本ページの目的に関係のない行為
- (8) その他、本市が不適切と判断した行為

## 第6 免責事項

- (1) 当課は、本ページの掲載情報の正確性、安全性、有用性等を完全に保障するものではありません。
- (2) 当課は、利用者により投稿されたコメントやコンテンツについて、一切の責任を負いません。
- (3) 当課は、利用者間、もしくは利用者と第三者の間のトラブルによって利用者又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。
- (4) 当課は、利用者が本ページにアクセスしたために被った被害について、一切の責任を負いません。
- (5) 当課は、Facebook 社のシステム運用状況に関するご質問等について対応できません。また、Facebook サイト、Facebook 社又は第三者から提供されているソフトウェアやアプリの機能、利用方法及び技術的なご質問等に関しても、対応できません。

## 第7 知的財産権の帰属

- (1) 掲載している情報（文章、写真など）に関する知的財産権（著作権、商標権等）は、原則として本市に帰属します。また、一部の画像等については、原著作者が著作権を所有するものがあります。
- (2) 掲載している情報については、著作権法上認められる「私的使用のための複製」や「引用」などの場合を除き、無断で複製・転用することができません。

## 第8 個人情報保護

当課が利用者から個人情報を取得する場合には、大牟田市個人情報保護条例に基づいて、適切に管理いたします。

## 第9 その他

この規約は、利用者への予告なしに、変更を行うことがあります。変更後の利用規約は、別途定める場合を除いて、webサイトに表示した時点より効力を生じるものとします。

## 第10 問合せ先

大牟田市市民協働部生涯学習課市民活動担当  
電話. 0944-52-5285      ファックス. 0944-43-1214  
電子メール. shogaigakushu02@city.omuta.lg.jp